

証券コード 6926

2021年6月4日

株 主 各 位

東京都世田谷区等々力六丁目16番9号

岡谷電機産業株式会社

代表取締役 山 田 尚 人
社長執行役員

第98回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第98回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

当日の資料は当社ウェブサイト（<http://www.okayaelec.co.jp>）に公開いたします。新型コロナウイルスの感染防止のため、株主総会へのご来場を見合わせ、書面またはインターネットにより事前に議決権を行使いただくことをご推奨いたします。お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2021年6月22日（火曜日）午後5時20分までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

なお、議決権行使の方法につきましては、3～4ページの「議決権行使についてのご案内」をご参照ください。

敬 具

記

1. 日 時 2021年6月23日（水曜日）午前10時
（受付開始時刻は午前9時を予定しております。）
2. 場 所 東京都千代田区九段北四丁目2番25号
アルカディア市ヶ谷（私学会館）3階 富士（西）
3. 株主総会の目的事項
報 告 事 項 1. 第98期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第98期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）計算書類報告の件
決 議 事 項
第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 監査役1名選任の件
第3号議案 補欠監査役1名選任の件

以 上

~~~~~  
当日ご来場の場合は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。なお、株主総会参考書類に修正が生じた場合は、当社ウェブサイト（<http://www.okayaelec.co.jp>）に掲載いたします。

招集ご通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

## 本総会における新型コロナウイルス感染防止対応について

本総会における新型コロナウイルス感染防止対応として、以下のとおりご案内申し上げます。  
株主の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

### 1. 株主の皆様へのお願い

- ・当日の資料は当社ウェブサイト (<http://www.okayaelec.co.jp>) に公開いたします。
- ・本総会へのご来場を見合わせ、書面またはインターネットより事前に議決権を行使いただくことをご推奨いたします。
- ・当日のご来場をお考えの株主様におかれましても、健康状態にご留意のうえ、くれぐれもご無理をなさませんようお願い申し上げます。
- ・議決権の事前行使の方法につきましては、招集ご通知3～4ページをご参照ください。

### 2. 来場される株主の皆様へのお願い

- ・ご来場の際はマスクの着用をお願いいたします。
- ・会場入口に消毒液を設置いたします。入室時に手指の消毒をお願いいたします。
- ・運営スタッフはマスクを着用させていただきますので、ご了承ください。
- ・体調不良と見受けられる株主様には、運営スタッフがお声がけのうえ、ご利用の座席を指定する、またはご入場をお控えいただく場合がありますのでご了承ください。

以 上



## 議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。  
後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使してくださいようお願い申し上げます。

議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



### 株主総会にご出席される場合

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時

2021年6月23日（水曜日）  
午前10時（受付開始：午前9時）



### 書面（郵送）で議決権を行使される場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2021年6月22日（火曜日）  
午後5時20分到着分まで



### インターネット等で議決権を行使される場合

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2021年6月22日（火曜日）  
午後5時20分入力完了分まで

## 議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書 株主番号 ○○○○○○ 議決権の数 XX 倍

〇〇〇〇 御中

××××年 ×月×日

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |

スマートフォン用  
議決権行使  
ウェブサイト  
ログインQRコード

〇〇〇〇〇〇

→ こちらに議案の賛否をご記入ください。

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

※議決権行使書はイメージです。

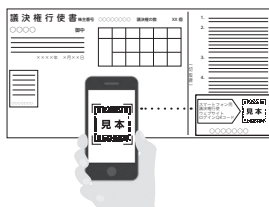
書面（郵送）およびインターネット等の両方で議決権行使をされた場合は、インターネット等による議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネット等により複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

# インターネット等による議決権行使のご案内

## ログインQRコードを読み取る方法 「スマート行使」

議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は**1回のみ**。  
議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。  
※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

## 議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

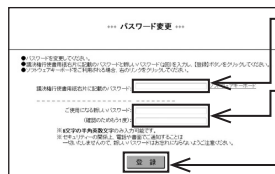
- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「次へ」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「初期パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使で  
パソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などが  
ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

みずほ信託銀行 証券代行部 インターネットヘルプダイヤル



0120-768-524

(受付時間 平日 9:00~21:00)

(添付書類)

## 事業報告

( 2020年4月1日から  
2021年3月31日まで )

### 1. 企業集団の現況に関する事項

#### (1) 当事業年度の事業の状況

##### ① 事業の経過及びその成果

##### イ. 営業の状況

当連結会計年度におきましては、前年度より引き続き新型コロナウイルスの感染拡大による経済活動の停滞や通商問題をはじめとする様々な懸念が残る一方で、当社事業に関連する一部の分野においては復調の動きがみえています。

当連結会計年度は当社にとって「車載産業への参入」に向けた開発力と生産力の基礎固めの3年間と位置づける第10次中期経営計画の最終年度にあたりますが、前出の諸問題の影響により、まことに遺憾ながら、指標として設定した2020年度目標数値（売上高140億円、営業利益7億円、ROE5.7%、新商品比率30%）の達成には至りませんでした。一方で、第3四半期連結会計期間以降におきましては、半導体製造装置をはじめとする産業機器向けを中心に、継続的な受注の回復がみられます。

当連結会計年度における販売面につきましては、国内においては概ね前年度並であったものの、海外においては前年度を下回る結果となりました。特に第1及び第2四半期連結会計期間における新型コロナウイルスの感染拡大に起因する生産及び経済活動の停滞が大きく影響したものです。

分野別では、当社の主力分野のひとつである産業機器向けが前年度を上回る実績となっており、復調は今後も継続するものと想定しております。また、エアコン向けについても回復傾向にあり、第4四半期連結会計期間においては前年同期を上回る結果となっています。

利益については、前出のとおり第3四半期連結会計期間からの受注回復及び労務費・経費等の削減を中心とする構造改革により、全ての利益項目で黒字を確保いたしました。今後も売上増加に努めるとともに構造改革を継続し、黒字体質の強化を進めてまいります。

生産・技術面につきましては、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、新規設備投資を大幅に抑制いたしました。一方で、将来を見据えた新商品の開発は従来どおり継続しております。

なお、事業環境の変化も踏まえ、2021年度を第10次中期経営計画のフォローアップの1年と位置付け、第11次中期経営計画のスタートを2022年4月といたしました。次期中期経営計画に向け、構造改革の継続と電子部品需要の変動に応えられる体制の構築、収益力向上を進めてまいります。

招集  
通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

以上の結果、当連結会計年度の売上高は105億21百万円（前年比94%）、営業利益は65百万円（前年度は2億2百万円の営業損失）、経常利益は66百万円（前年度は2億56百万円の経常損失）となり、親会社株主に帰属する当期純利益は2百万円（前年度は5億70百万円の親会社株主に帰属する当期純損失）となりました。

## ロ. 部門別概況

### コンデンサ製品

直近での受注回復がみられるものの、海外におけるエアコン向けの減少が大きく影響し、コンデンサ製品の売上高は46億41百万円（前年比95%）となりました。

### ノイズ・サージ対策製品

産業機器向けについては、国内・海外ともに売上の回復がみられたものの、海外におけるエアコン向けの減少が大きく、ノイズ・サージ対策製品の売上高は39億48百万円（同93%）となりました。

### 表示・照明製品

産業機器向けにおいて復調が継続しているものの、国内における照明用LEDが大きく減少したため、表示・照明製品の売上高は15億34百万円（同95%）となりました。

### センサ製品

国内における時計指針補正用の減少により、センサ製品の売上高は3億97百万円（同86%）となりました。

当社は当連結会計年度より、事業状況をより正確に分析及び開示するため、報告セグメントを一部変更いたしました。従来「ノイズ対策製品」の一部であったコンデンサを新たに「コンデンサ製品」とし、同じく「ノイズ対策製品」を構成していたノイズフィルタ及びコイルを、従来の「サージ対策製品」と統合し、「ノイズ・サージ対策製品」としております。

本招集ご通知に記載した報告セグメントは、いずれも変更後のものであり、前年の数値については、旧報告セグメントからの組み替えを行っております。

## 部門別売上高実績

| 部 門                   | 売 上 高    | 受 注 高    |
|-----------------------|----------|----------|
| コ ン デ ン サ 製 品         | 4,641百万円 | 5,531百万円 |
| ノ イ ズ ・ サ ー ジ 対 策 製 品 | 3,948    | 4,429    |
| 表 示 ・ 照 明 製 品         | 1,534    | 1,808    |
| セ ン サ 製 品             | 397      | 454      |

### ② 設備投資の状況

当連結会計年度において実施いたしました設備投資実施額は45百万円であり、その主なものは、次のとおりであります。

当連結会計年度に完成した主要設備

当社埼玉事業所 ノイズ・サージ対策製品の製造設備

### ③ 資金調達の状況

特記すべき事項はありません。

## (2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

| 項 目                                                | 2017年度<br>第 95 期  | 2018年度<br>第 96 期  | 2019年度<br>第 97 期  | 2020年度<br>(当連結会計年度)<br>第 98 期 |
|----------------------------------------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------------------|
| 受 注 高 (百万円)                                        | 13,692            | 13,048            | 11,525            | 12,223                        |
| 売 上 高 (百万円)                                        | 13,648            | 13,070            | 11,180            | 10,521                        |
| 経 常 利 益 又 は<br>経 常 損 失 (△) (百万円)                   | 571               | 171               | △256              | 66                            |
| 親会社株主に帰属する当期<br>純利益又は親会社株主に帰<br>属する当期純損失 (△) (百万円) | 436               | △670              | △570              | 2                             |
| 1株当たり当期純利益又は1<br>株当たり当期純損失 (△) (円)                 | 19.52             | △30.01            | △25.53            | 0.11                          |
| 総 純 資 産 (百万円)                                      | 15,845<br>(9,335) | 14,479<br>(8,198) | 13,999<br>(7,169) | 14,395<br>(7,548)             |
| 1 株 当 た り 純 資 産 (円)                                | 417.67            | 366.80            | 320.79            | 337.59                        |

- (注) 1. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。いずれにおいても控除される自己株式数には、「株式給付信託 (BBT)」に係る信託財産として「株式会社日本カストディ銀行 (信託E口)」が保有する当社株式が含まれています。
2. 「『税効果に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 2018年2月16日)等を第96期の期首から適用しており、第95期に係る財産及び損益の状況については、当該会計基準を遡って適用した後の状況となっております。

## (3) 重要な子会社の状況

| 会 社 名                               | 資 本 金       | 議 決 権 比 率 | 主要な事業内容   |
|-------------------------------------|-------------|-----------|-----------|
| 東 北 オ カ ヤ 株 式 会 社                   | 80,000千円    | 100.00%   | 電子部品の製造販売 |
| O S D 株 式 会 社                       | 10,000千円    | 100.00    | 電子部品の製造販売 |
| 岡 谷 香 港 有 限 公 司                     | 30,700千HK\$ | 100.00    | 電子部品の製造販売 |
| 東 莞 岡 谷 電 子 有 限 公 司                 | 9,000千US\$  | 100.00    | 電子部品の製造販売 |
| OKAYA LANKA (PRIVATE) LIMITED       | 250,000千LKR | 100.00    | 電子部品の製造販売 |
| 岡 谷 香 港 貿 易 有 限 公 司                 | 600千HK\$    | 100.00    | 電子部品の輸入販売 |
| OKAYA ELECTRIC (THAILAND) CO., LTD. | 10,000千THB  | 100.00    | 電子部品の輸入販売 |
| OKAYA ELECTRIC (SINGAPORE) PTE LTD  | 500千S\$     | 100.00    | 電子部品の輸入販売 |
| OKAYA ELECTRIC AMERICA, INC.        | 400千US\$    | 100.00    | 電子部品の輸入販売 |

- (注) 上記の議決権比率には、当社の子会社が所有する議決権が含まれています。

#### (4) 対処すべき課題

##### ①当事業を取り巻く環境

アジアメーカーの技術力向上にともなう競争が激化するなか、新たな販売領域の確保と既存品の価格低減への対応が求められています。

また、生産面においては、コスト削減のみならず安定的な商品供給等様々な観点から、国内3工場・海外2工場の生産品目の最適化や需要の変動に応えられる生産体制の構築にも取り組んでまいります。

##### ②各セグメントの課題対応

コンデンサ製品事業においては、顧客の使用環境の多様化により、耐高温・高湿製品のさらなるラインナップ拡充が求められています。これを実現することで、従来納入が困難であった業界・分野へ進出する足がかりとし、売上拡大に努めてまいります。

特にアクロスコンデンサ分野においては、価格競争力をもつアジアメーカー製品との競争もあり、価格低減を徹底する製品、高付加価値により利益を確保する製品の双方を計画的に生産する必要があります。現在、専門部署にて様々な実験、試作を進めております。

また、目標としている車載産業への参入にあたっては、高機能（大容量・大電流・高周波）・高信頼性製品の開発が求められています。製品設計に加えて新素材の検討、製造方法の高度化の実験を専門部署にて進めております。

ノイズ・サージ対策製品事業においては、従来それぞれの部門において蓄積してきたノイズフィルタ技術とサージプロテクタ技術を融合させた製品の開発を進め、早期の事業化を目指しております。

また、雷サージ対策の分野においては、長年にわたり多くの出荷実績があるガラス放電管を用いた製品に加え、耐衝撃性や汎用性に優れたセラミック製品の要求が高まっています。当社は顧客毎の需要に応え、ガラス製の生産を継続しつつ、独自性を活かしたセラミック製品を安定生産していく必要があります。また新たな国際基準に適応した製品開発にも努めてまいります。

表示・照明製品事業においては、特定顧客を納入対象とするカスタム品が主軸であり、さらなる拡大のため、独自技術の開発や新たな業界・分野における顧客の獲得が必要です。また、安定的な売上向上のため、カスタム品の汎用化によるラインナップ拡充を進めております。

センサ製品事業においては、産業機器向けエンコーダ用や時計指針補正用といった特定分野の製品において高い評価をいただいておりますが、今後はより販路を充実させ、ユーザーの拡大を図る必要があります。

### ③技術・品質・生産の組織能力の強化

当社は顧客からの信頼こそがO K A Y Aブランドそのものであると認識し、これをより一層高めるべく、技術・品質・生産全体のレベルアップを推進しております。

当社が主要な市場と位置づける産業機器、エアコン等の分野では、顧客からの要求事項や安全性に関する国際規格の高度化が顕著であり、これに適切に対応してまいります。

また、当社は多品種にわたる製品の安定供給を実現しながら余剰在庫の発生を回避するため、受注生産方式を採用しておりますが、急激な受注量の変動に対応できるよう、生産工程のより一層の自動化を推し進める必要があります。

さらに、組織体制の変更や専門人材の集約、受注から納品までを一元管理する基幹システムの刷新も行っております。

また、一部の生産設備についてはIoT化による生産状況のリアルタイム把握やトレーサビリティ向上を図る試みを実施しております。

新規ビジネス機会の創出や新技術の開発については社長直轄の部署にて取り組んでおり、併せて学術団体への参画や大学との連携を進めております。

### ④生産部門を中心とする緊急時への対応力の強化

当社は従前より、緊急事態発生時の初動対応や優先的に実施する諸施策等について、グループ全体でのB C P（事業継続計画）運用に取り組んでまいりました。今般世界経済に深刻な影響を与えている新型コロナウイルスの感染拡大など、より深刻化・多様化するリスクへの対応として、緊急事態発生時における代替生産や生産体制の見直し等、継続的な実効性向上に取り組んでまいります。

### ⑤サステナビリティ・C S Rへの取り組み

社会から信頼される成熟した企業を目指し、グループ全体でサステナビリティ・C S Rへの取り組みを強化してまいります。営業・購買・生産等様々な領域で、地球環境への長期的な配慮を実現した事業活動に取り組んでまいります。

### ⑥社会環境・構造の変化への対応

新型コロナウイルス感染拡大をはじめとする事象に対し、業務の仕組みやインフラの見直しを図っております。今後も社会の変化に柔軟に対応し、社員の働き方や顧客サービス提供のあり方を見直していく必要があります。

## (5) 主要な事業内容（2021年3月31日現在）

当社グループは次の製品の製造販売をいたしております。

コンデンサ製品、ノイズ・サージ対策製品、表示・照明製品、センサ製品

なお、当社は2020年4月1日より事業セグメントを変更いたしました。詳細は6ページをご参照ください。

## (6) 主要な拠点（2021年3月31日現在）

|        |                                                                                                                                                 |
|--------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 本 社    | 東京都世田谷区等々力六丁目16番9号                                                                                                                              |
| 営 業 所  | 東関東（東京都世田谷区）、西関東（東京都世田谷区）、名古屋（名古屋市中区）、大阪（大阪市福島区）                                                                                                |
| 出張所    | 長野（長野県岡谷市）、福岡（福岡市博多区）                                                                                                                           |
| 国内開発拠点 | 長野事業所（長野県岡谷市）、埼玉事業所（埼玉県行田市）                                                                                                                     |
| 国内生産拠点 | 東北オカヤ株式会社（岩手県一関市・福島県安達郡）、OSD株式会社（埼玉県行田市）                                                                                                        |
| 海外生産拠点 | 岡谷香港有限公司（香港）、東莞岡谷電子有限公司（中国広東省東莞市）、OKAYA LANKA (PRIVATE) LIMITED（スリランカ）                                                                          |
| 海外販売拠点 | 岡谷香港貿易有限公司（香港）、OKAYA ELECTRIC (THAILAND) CO., LTD.（タイ国バンコク都）、OKAYA ELECTRIC (SINGAPORE) PTE LTD（シンガポール）、OKAYA ELECTRIC AMERICA, INC.（米国インディアナ州） |

## (7) 使用人の状況（2021年3月31日現在）

## ① 企業集団の使用人の状況

| 使用人数          | 前連結会計年度末比増減 |
|---------------|-------------|
| 1,300 (462) 名 | 25 (△16) 名  |

- (注) 1. 当社グループ（当社及び連結子会社）は、複数のセグメントの製品及び商品を取り扱っており、セグメント別区分が困難なため事業のセグメント別従業員数は記載しておりません。
2. 使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。
3. 正規使用人数増加の主な要因は、OKAYA LANKA (PRIVATE) LIMITED における人員増であり、パート及び嘱託社員減少の主な要因は、当社及び東北オカヤ株式会社における人員減であります。

## ② 当社の使用人の状況

| 使用人数       | 前事業年度末比増減 | 平均年齢  | 平均勤続年数 |
|------------|-----------|-------|--------|
| 181 (18) 名 | △6 (△8) 名 | 42.6歳 | 15.8年  |

- (注) 使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況（2021年3月31日現在）

| 借入先       | 借入額      |
|-----------|----------|
| 株式会社みずほ銀行 | 1,653百万円 |
| 株式会社伊予銀行  | 500      |
| 株式会社八十二銀行 | 450      |

(9) コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方

当社及び関係会社（以下、「当社グループ」と言います）は、社是の「誠意」と経営理念である「ファイネストカンパニー（美しき良き会社）」、「ファイネストワーク（美しき良き仕事）」を踏まえて、健全な事業活動を展開するにあたり、法令等を遵守し、社会規範・企業倫理に則って行動するとともに、地球環境保全、社会貢献、人権尊重等について企業の社会的責任を果たすことを基本方針としております。そのために、当社は、健全で透明性の高いコーポレートガバナンスを構築し、当社グループ各社を適切に統治いたします。

当社は、株主に対する受託者責任及び顧客、社会、社員等のステークホルダーに対する責任を果たし、上記の経営理念を踏まえ、実効性あるコーポレートガバナンス体制を構築し、当社グループの企業価値を永続的に高めるよう努めてまいります。

なお、当社のコーポレートガバナンスに関する基本的な枠組み及び考え方を「コーポレートガバナンス基本方針」として制定し、当社ウェブサイトにおいて公開しております。

URL [https://www.okayaelec.co.jp/dcms\\_media/other/cg\\_210413.pdf](https://www.okayaelec.co.jp/dcms_media/other/cg_210413.pdf)

(10) その他企業集団の現況に関する重要な事項

特記すべき事項はありません。

## 2. 会社の現況に関する事項

### (1) 株式に関する事項（2021年3月31日現在）

- ① 発行可能株式総数 90,000,000株
- ② 発行済株式の総数 22,921,562株  
(自己株式206,025株を含む)
- ③ 株主数 11,678名
- ④ 大株主（上位10名）

| 株 主 名                                 | 持 株 数    | 持 株 比 率 |
|---------------------------------------|----------|---------|
| みずほ信託銀行株式会社退職給付信託沖電気工業口               | 36,020百株 | 15.86%  |
| 明治安田生命保険相互会社                          | 20,660   | 9.10    |
| T P R 株 式 会 社                         | 14,400   | 6.34    |
| 株 式 会 社 み ず ほ 銀 行                     | 10,824   | 4.77    |
| 岡 谷 企 業 財 形 会 社                       | 7,167    | 3.16    |
| 安 田 不 動 産 株 式 会 社                     | 6,385    | 2.81    |
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）               | 4,837    | 2.13    |
| み ず ほ 信 託 銀 行 株 式 会 社                 | 4,650    | 2.05    |
| 株 式 会 社 日 本 カ ス ト デ ィ 銀 行 （ 信 託 E 口 ） | 3,566    | 1.57    |
| 岡 谷 電 機 産 業 従 業 員 投 資 会               | 3,315    | 1.46    |

- (注) 1. 持株比率は自己株式（206,025株）を控除して計算しております。なお、株式給付信託（BBT）導入により「株式会社日本カストディ銀行（信託E口）」が保有している当社株式356,600株は、上記の自己株式数には含まれていません。また、本信託勘定内の当社株式に係る議決権は、信託管理人の指図に基づき一律に行使しないものとするので、当社経営への中立性を確保しています。
2. 資産管理サービス信託銀行株式会社は、2020年7月27日付でJTCホールディングス株式会社及び日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社と合併し、株式会社日本カストディ銀行に商号変更されております。
3. みずほ信託銀行株式会社退職給付信託沖電気工業口は、沖電気工業株式会社がみずほ信託銀行株式会社に当社株式を信託する退職給付信託契約を締結した信託財産であり、議決権の行使については沖電気工業株式会社の指図によって行使されることになっています。
4. 持株数は百株未満を切り捨てて表示しております。

### ⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

|     | 株 式 数  | 交 付 対 象 者 数 |
|-----|--------|-------------|
| 取締役 | 5,900株 | 1名          |

- (注) 1. 当社の株式報酬の内容につきましては、招集ご通知15ページ「(2) . ④ 取締役及び監査役の報酬等」に記載しております。
2. 上記は、退任した取締役に対して交付された株式を記載しております。

## (2) 会社役員に関する事項

### ① 取締役及び監査役の状況（2021年3月31日現在）

| 地 位       | 氏 名     | 担当及び重要な兼職の状況 |
|-----------|---------|--------------|
| 代 表 取 締 役 | 山 田 尚 人 | 社長執行役員       |
| 取 締 役     | 高 屋 鋪 明 | 常務執行役員営業本部長  |
| 取 締 役     | 本 間 勤   | 上席執行役員生産本部長  |
| 取 締 役     | 昨 間 英 之 |              |
| 取 締 役     | 房 前 芳 一 |              |
| 常 勤 監 査 役 | 吉 村 太 一 |              |
| 監 査 役     | 吉 野 卓   |              |
| 監 査 役     | 湯 澤 公 明 |              |

- (注) 1. 取締役昨間英之氏及び房前芳一氏は、社外取締役であります。  
2. 常勤監査役吉村太一氏及び監査役湯澤公明氏は、社外監査役であります。  
3. 当事業年度の取締役の異動は次の通りであります。  
2020年6月30日開催の第97回定時株主総会において本間勤氏が取締役に選任され、同年7月30日付で就任いたしました。  
清田宗明氏は2020年6月15日付で取締役を退任いたしました。  
4. 監査役吉野卓氏は、沖電気工業株式会社及び当社にて、約40年にわたり決算手続並びに財務諸表等の作成に従事しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。  
5. 当社は、取締役昨間英之氏及び房前芳一氏、常勤監査役吉村太一氏及び監査役湯澤公明氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

### ② 責任限定契約の内容の概要

当社と各取締役（業務執行取締役等を除く）及び各監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

### ③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

#### イ 被保険者の範囲

当社及びすべての関係会社の取締役・監査役及び執行役員

#### ロ 保険契約の内容の概要

会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者がイの会社の役員としての業務につき行った行為（不作為を含む）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や争訟費用等を補償することとしております。ただし贈収賄などの犯罪行為や意図的な違法行為を行った役員自身の損害等は対象外とすることにより、役員等の職務執行の適正性が損なわれないように措置を講じております。保険料は、全額を当社が負担しております。

#### ④ 取締役及び監査役の報酬等

##### イ 取締役の報酬等の決定に関する方針等

当社は、取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。当該方針の内容は以下のとおりです。

##### 【1】基本方針

- (1) 取締役の報酬は、当社業績の向上と中長期的な企業価値向上の実現に必要な人材の確保に資するものとする。
- (2) 取締役の報酬は固定報酬である基本報酬と業績に応じて変動する業績連動報酬で構成する。社外取締役の報酬は、その役割と独立性の観点から、基本報酬のみとする。
- (3) 取締役の個人別の報酬は役位、職責、在任年数等に応じ、当社の経営環境等も勘案し決定する。

##### 【2】報酬等（業績に連動しない金銭報酬）の額またはその算定方法

取締役の基本報酬は役位、職責、在任年数等に応じて当社の業績等も考慮しながら、総合的に勘案して支給額を決定する。

##### 【3】業績連動報酬等の算定方法

業績連動報酬は、取締役の報酬と当社の業績及び株式価値との連動性をより明確にし、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的とする。

業績連動報酬は、当社が拠出する金銭を原資として信託を通じて当社株式を取得し、取締役に給付する株式給付信託で構成する。取締役に役員株式給付規程に従って、役位に応じて設定される基準ポイントに、各事業年度における営業利益の目標値の達成率に連動した係数に応じた当社株式給付のポイントを付与する。

##### 【4】報酬等の種類ごとの割合

報酬には固定の金銭報酬である基本報酬と、業績連動報酬がある。業績連動報酬の報酬全体に占める割合は、最大30%とする。

##### 【5】取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

取締役の個人別の報酬等の額については、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で、取締役会の決議に基づき、代表取締役社長がその報酬等の具体的内容を決定する権限について委任を受けるものとする。その具体的内容は、各取締役の固定報酬の額とする。当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう、社外取締役を委員長とする人事報酬委員会に諮問し答申を得るものとする。

## 【6】報酬等を与える時期または条件

基本報酬は、月例の固定金銭報酬とする。

業績連動報酬は、対象となる取締役に対して、取締役会で定めた役員株式給付規程に従って、役位に応じたポイントを付与し、付与を受けたポイントの数に応じて、取締役を退任した時に当社株式を給付する。なお、給付の一定割合については、株式を換価し得られる金銭を給付する。

### □ 当事業年度に係る報酬等の総額等

| 区 分              | 報酬等の総額<br>(千円)      | 報酬等の種類別の総額 (千円)     |                     | 対象となる<br>役員の員数<br>(名) |
|------------------|---------------------|---------------------|---------------------|-----------------------|
|                  |                     | 基本報酬                | 業績連動報酬等<br>(非金銭報酬等) |                       |
| 取締役<br>(うち社外取締役) | 81,810<br>(9,120)   | 81,810<br>(9,120)   | -                   | 6<br>(2)              |
| 監査役<br>(うち社外監査役) | 26,400<br>(21,600)  | 26,400<br>(21,600)  | -                   | 3<br>(2)              |
| 合計<br>(うち社外役員)   | 108,210<br>(30,720) | 108,210<br>(30,720) | -                   | 9<br>(4)              |

- (注) 1. 上記には、2020年6月15日をもって、退任した取締役1名を含んでおります。
2. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3. 業績連動報酬等にかかる業績指標は、期初に定めた営業利益（開示した業績予想の数）であり、その実績は営業利益65百万円であり、当事業年度における業績連動報酬の給付はありません。当該指標を選択した理由は、事業の成績や効率性を表す指標であるためからであります。当社の業績連動報酬は、職位別の基準ポイントに対して業績連動係数を乗じたもので算定されております。
4. 非金銭報酬等の内容は当社の株式であり、割当ての際の条件は「イ 取締役の報酬等の決定に関する方針等」の通りであります。また、当該事業年度における交付状況は「2. (1) ⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況」に記載しております。
5. 業績連動報酬等（非金銭報酬等）は、報酬の対象期間に応じて複数年にわたって費用を計上する業績連動型株式報酬制度「株式給付信託（BBT）」の当事業年度の費用計上額であります。
6. 取締役の報酬額は、2008年6月24日開催の第85回定時株主総会において年額220,000千円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は6名（うち、社外取締役は1名）です。
7. 監査役の報酬額は、2008年6月24日開催の第85回定時株主総会において年額60,000千円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は3名です。
8. 上記6. の報酬限度額のほか、2017年6月23日開催の第94回定時株主総会において、業績連動型株式報酬制度「株式給付信託（BBT）」として、取締役（社外取締役除く）及び上席執行役員以上に対し、183百万円（うち、取締役分として132百万円）を上限とした信託への拠出を決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役（社外取締役を除く）の員数は3名、上席執行役員の員数は3名です。

## ⑤ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の兼職状況（他の会社の業務執行者である場合）及び当社と当該他の法人等との関係

特記すべき事項はありません。

ロ. 他の法人等の社外役員の兼職状況及び当社と当該他の法人等との関係

特記すべき事項はありません。

ハ. 当事業年度における主な活動状況

・取締役会及び監査役会への出席状況及び発言状況

|       |         | 出席回数          |               | 発言状況及び期待される役割に関して行った職務の概要                                                                                                                                                                                                         |
|-------|---------|---------------|---------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|       |         | 取締役会          | 監査役会          |                                                                                                                                                                                                                                   |
| 取締役   | 昨 間 英 之 | 30回<br>(100%) | —             | 取締役昨間英之氏は、製造業の取締役としての広い経験、見識から取締役会において積極的に意見を述べており、経営全般にわたって専門的な助言を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、人事報酬委員会の委員として、当事業年度に開催された委員会の全てに出席し、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を主導しております。新事業年度からは人事報酬委員会の委員長に就任しております。 |
| 取締役   | 房 前 芳 一 | 30回<br>(100%) | —             | 取締役房前芳一氏は、製造業の執行役員、工場長、海外関係会社社長の経験、見識から取締役会において積極的に意見を述べており、特に、技術・品質管理などについて専門的な助言を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、人事報酬委員会の委員として、当事業年度に開催された委員会の全てに出席し、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を主導しております。              |
| 常勤監査役 | 吉 村 太 一 | 30回<br>(100%) | 15回<br>(100%) | 常勤監査役吉村太一氏は、金融業での豊富な経験と高い見識から取締役会及び監査役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言をおこなっております。また、監査役会において、経営や監査活動全般について客観性や中立性を重視した発言を行っております。                                                                                                |
| 監査役   | 湯 澤 公 明 | 30回<br>(100%) | 15回<br>(100%) | 監査役湯澤公明氏は、製造業での豊富な経験と高い見識から取締役会及び監査役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言をおこなっております。また、監査役会において、経営や内部監査等について客観性や中立性を重視した発言を行っております。                                                                                                   |

(注) ( ) 内に出席率を記載しております。

### (3) 会計監査人の状況

① 名 称 有限責任 あずさ監査法人

#### ② 報酬等の額

|                                     | 支 払 額 |
|-------------------------------------|-------|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額                 | 53百万円 |
| 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 53    |

(注) 監査法人との契約によって、会社法上の監査と金融商品取引法上の監査を区分していないため、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額については、これらの合計額を記載しています。

なお、当事業年度の監査証明業務に基づく報酬には、上記以外に前事業年度に係る追加報酬の額が6百万円あります。

#### ③ 会計監査人の報酬等に監査役会が同意した理由

監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査項目別監査時間及び監査報酬の推移並びに過年度の監査計画との実績の状況を確認し、当事業年度の監査時間及び報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

#### ④ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

#### ⑤ 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人有限責任 あずさ監査法人は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結できる旨を定款で定めておりますが、当該内容の契約の締結は行っておりません。

#### (4) 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

##### 1. 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

##### 第1条 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、岡谷グループ行動基準及びC S R基本方針を設け、その中に下記を定める。

岡谷グループは、企業活動において求められる法令遵守はもとより、経営理念を貫き、高い倫理観に即して行動することが、企業の社会的責任（C S R）を完遂するための最重要事項と認識し、公正かつ誠実で透明性の高い企業活動を遂行する。

当社の取締役は、上記方針の実践のため社は、経営理念及び岡谷グループ行動基準に従い、当社グループにおける企業倫理の遵守及び浸透に関してリーダーシップを発揮する。

当社は取締役、執行役員及び経営監査室長から構成されるコンプライアンス・リスク委員会を置き、さらにコンプライアンス・リスク管理担当役員及び内部統制担当者置き、コンプライアンス体制の構築及び運用を行う。

##### 第2条 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は法令・社内規程に基づき、取締役の職務の執行に係る文書・記録その他情報を、その保存媒体に応じて適切・確実に、かつ検索及び閲覧可能な状態で定められた期間、保存・管理する。

##### 第3条 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社グループは、企業価値を高め、企業活動の持続可能な成長を実現することを阻害するあらゆるリスクに対処すべく、リスク管理基本方針を定め、リスク管理規程を設ける。これに基づき、各会議体によってグループ横断的リスク、各部署、各業務プロセスに潜むリスクを抽出・評価し、優先順位をつけて体制の整備、対応策の立案をし、対応策を講じる。さらに、各本部は、事業戦略策定時に想定される事業リスクの抽出・評価を行い対応策の検討を図る。

また、経営企画室は四半期毎にグループ内の各拠点のコンプライアンス、リスクの状況及びグループ横断型リスクを調査・分析し、取締役会及び半期に一度開催されるコンプライアンス・リスク委員会に報告する。

これらの内容は内部監査規程に基づき内部監査部門が監査にて確認する。また、コンプライアンス・リスク委員会は当社グループのリスク管理状況をレビューし、リスク管理レベルの向上を図る。

#### 第4条 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社グループは、社是、経営理念を踏まえ、取締役会が中期経営計画を策定し、その方針のもとに業務を推進する。

当社の意思決定の妥当性及び執行業務の管理監督・牽制機能を向上するため、取締役のうち一名以上は社外取締役とする。

当社は取締役会を毎月定例及び適宜開催し、経営の重要事項その他、業務執行を決定するとともに取締役の職務の執行の監督を行う。また、業務執行と監督の役割分担を明確にするとともに、より機動的な業務執行を可能にするため、執行役員制を採用する。

さらに、取締役、監査役及び執行役員から成る合同役員会を適宜開催し、重要規程の改廃等の審議を行う。なお、執行役員会は毎月定例及び適宜開催され、予算実績管理、その他業務執行に関する重要事項の意思決定をし、業務執行の円滑化を図る。

当社グループは経営方針の徹底のため、中期経営計画を立案、遂行し、これをもとに年度執行計画及び予算を立案し、各部署、関係会社、社員に至るまで方針を展開し、業務計画を策定、推進する仕組みを構築することにより、取締役の職務の効率化を図る。

#### 第5条 社員の職務の執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

当社グループは、社員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため、社是、経営理念、コンプライアンス基本方針、岡谷グループ行動基準を定め、その周知徹底と実践運用を行う体制を構築する。また、これを維持向上させるため、当社グループの社員に対する教育、研修を行う計画を策定、実施する。さらに当社グループは、コンプライアンス違反行為が疑われる場合に適切に対処するため、グループ横断的内部通報制度を設ける。

なお、当社グループは内部通報（相談も含む）をした者が当該通報をしたことを理由に不利益な取扱いを受けないことを徹底している。

社員の職務の執行が法令、定款に適合することを確認し、さらに、この体制を維持向上させるため、内部監査規程に準拠した内部監査、品質・環境マニュアルに準拠した事業所内監査を実施する。

第6条 当社及び関係会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社グループにおける業務の円滑な遂行及び業務の適正を確保し、グループ各社の相乗的発展を図るべく関係会社管理規程を定める。また、当社グループは、品質・環境・安全衛生方針、品質・環境マニュアル、各種規程・規格を整備し、業務の標準化を図る。また、当社グループにおける会社間の取引は、法令、会計原則、税法その他の社会規範に照らし適切なものとする。

当社グループでは、これを確実にするため、当社グループ全体で整合した年度計画、予算を策定するとともに毎月の取締役会または四半期毎に開催される関係会社経営会議で各社社長が業務執行状況、予算管理状況等を報告し、さらに、毎月開催される各本部・室会議にて業務の適正を確認する。

当社グループの業務の適正を確保し、さらに、これを維持向上させるため、

- (1) 関係会社管理統括部門を置き、関係会社の事業運営に関する重要な事項につき必要な情報交換及び検討を行う。また、当社は状況に応じてグループ内各社に取締役及び監査役を派遣する。
- (2) 関係会社の事業運営に関する特に重要な事項については、当社の承認を必要とし、取締役会または関係会社経営会議その他の重要な会議または関係会社稟議の審議を踏まえた上で決定する。
- (3) 内部監査部門は内部監査規程に準拠した内部監査を、関係会社は品質・環境マニュアルに準拠した事業所内監査を実施する。
- (4) 監査役は関係会社の監査を行うとともに、各社の監査役と意見交換等を行い、連携を図る。
- (5) 関係会社に連結財務報告に係る内部統制評価に必要な体制整備を義務付ける。

第7条 監査役がその職務を補助すべき社員を置くことを求めた場合における当該社員に関する事項

当社は、監査役の職務を補助する専任の社員を置いていないが、監査役会が監査役の職務を補助すべき専任の社員を必要と判断した場合、取締役会と監査役会で協議し、人員の配置を行うものとする。

第8条 前号の社員の取締役からの独立性に関する事項並びに当該社員に対する監査役の指示の実効性確保に関する事項

前号の社員の取締役からの独立性を確保し、当該社員に対する監査役の指示の実効性を確保するため、当該社員の任命、異動、評価等人事権に係わる事項の決定には常勤監査役の同意を得るものとする。

第9条 取締役及び社員が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制並びに報告した者が不利益な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社では、取締役、執行役員が報告を行う取締役会、合同役員会、執行役員会に監査役が出席するほか、取締役、執行役員及び社員が業務執行上重要な討議及び報告を行う各本部・室会議、各本部・室拡大会議、関係会社経営会議、コンプライアンス・リスク委員会、品質環境委員会等の重要会議には常勤監査役が出席する。また、稟議書や議事録及び業務執行に関する重要文書を閲覧し、必要に応じて取締役及び社員から説明を聴取する。

監査役は、必要に応じて取締役会、合同役員会及び執行役員会その他の会議の場並びに取締役との定期的な意見交換の場で意見を述べるものとする。

取締役・執行役員及び社員並びに関係会社の取締役及び社員またはこれらの者から報告を受けた者は、当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実、その他法令もしくは定款に反する事実を発見したとき、または経営・業績に影響を及ぼす重要な事実について決定したときは、直ちに監査役に報告する。

なお、当社は監査役への報告をした者が当該報告をしたことを理由に不利益な取扱いを受けないことを徹底している。

第10条 その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制及び監査役の職務執行について生じる費用等の処理に関する体制

監査役は、監査が実効的に行われることを確実にするため取締役と定期的な意見交換を実施するとともに、執行役員とも適宜必要な意見交換を行う。また、内部監査部門及び会計監査人と監査計画、監査内容について、情報交換を行う等相互連携を図るものとする。

監査役の職務執行について生じる費用または債務は、監査役の意見を尊重して適時適切に処理する。

第11条 当社グループの財務報告の適正性を確保するために必要な体制

適正かつ適時の財務報告を行うために経理責任者を置き、法令等及び会計基準に従った財務諸表を作成し、社内規程に基づき、協議・検討・確認を経て開示する体制を整備する。

また、財務報告に係る内部統制として、管理本部に金融商品取引法に基づく内部統制の担当者を置き、グループ全体の内部統制の状況や重要な事業拠点における業務プロセス等の把握・記録を通じて、自己及び第三者による評価並びに改善を行う体制を整備する。なお、経営監査室は当社グループの内部統制評価・改善結果を定期的に取締役会に報告する。

## 2. 運用状況の概要

|                     |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
|---------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 内部統制システム全般について      | <b>概 要</b>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
|                     | 当社は「内部統制システムの構築に関する基本方針」に基づき、国内外の関係会社を含めた内部統制システムの整備を重点的に実施しております。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
|                     | <b>対応する「業務の適正を確保するための体制」</b>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
|                     | 内部統制システムの構築に関する基本方針                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
| 取締役の職務執行・関係会社管理について | <b>概 要</b>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
|                     | <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 取締役会は毎月定例及び適宜開催され、2021年3月期（以下、当事業年度と略す）におけるその回数は計30回でした。取締役会では、業務執行取締役及び執行役員に關係会社を含めた業務執行報告を義務付け、当社及び關係会社から成る企業集団における業務の適正性をモニタリングし、その内容の適正性、有効性を十分に討議しております。取締役が出席する重要会議にグループ各社の社長を出席させ、業務執行報告を求めるなど経営の透明性を確保しながら、経営理念や経営方針の徹底を図っております。</li> <li>2. 取締役、監査役及び執行役員から構成される合同役員会は適宜開催され、当事業年度におけるその回数は計12回であり、重要規程の改定につき審議いたしました。</li> <li>3. 執行役員から構成される執行役員会は毎月定例及び適宜開催され、当事業年度におけるその回数は計21回であり、業務執行に関する重要事項及び社長執行役員より審議委任された事項につき審議いたしました。</li> <li>4. 取締役、執行役員、關係会社社長から構成される關係会社経営会議は四半期毎に開催され、各社の計画の進捗並びに経営課題につき審議いたしました。同会議にはグループ全体のガバナンス体制確認のため、監査役も出席しております。また、当事業年度は、同会議の実効性向上や關係会社と当社関連部門との情報共有強化に向けた取組等を通じ、グループ全体の業務の適正性、効率性の一層の向上を図りました。</li> <li>5. 全取締役による取締役会の実効性評価を1回実施いたしました。方式はアンケートに基づく自己評価とし、客観性を確保するため、社外取締役がその取りまとめを行っております。得られた結果は取締役会に報告され、次年度以降の取締役会の実効性向上の論点として共有しております。</li> </ol> |
|                     | <b>対応する「業務の適正を確保するための体制」</b>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
|                     | 第2条 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制<br>第4条 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制<br>第6条 当社及び關係会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |

招集し通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

|                    | 概 要                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
|--------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| コンプライアンス・リスク管理について | <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 取締役、執行役員及び経営監査室長から構成されるコンプライアンス・リスク委員会の開催や取締役会でのコンプライアンス・リスク管理報告により、当社グループ全体のコンプライアンス体制の運用状況や事業リスクへの対応、不正行為の発生防止策等を定期的に確認いたしました。また、同委員会等には監査役も出席しております。なお、同委員会の活動内容は品質・環境委員会とも連携しており、その有効性はISO9001/14001の審査対象に含まれています。年間を通して継続的な活動を実施しております。</li> <li>2. 前出のコンプライアンス・リスク委員会及び取締役会でのコンプライアンス・リスク管理報告では、グループ会社各拠点の責任者からのコンプライアンス・リスク管理報告や各リスクへの対応状況の把握等を通じ、グループ全体のコンプライアンス・リスク管理状況を確認し、リスク管理レベルの向上を図っております。なお、コンプライアンス担当部門が当該報告より把握した情報は、全て監査役会及び経営監査室と共有がなされています。</li> <li>3. 国内外に勤務する社員を対象に、計3回のコンプライアンス研修を実施いたしました。研修にて用いた資料はファイルサーバにて共有し、グループ役員及び社員が適宜閲覧・ダウンロードできる体制を整えております。</li> <li>4. 品質・環境保証の思想及び活動内容の標準化を推進するため、経営企画室長及び各部門の品質・環境管理責任者から構成される品質環境委員会を隔月で開催しており、製品の品質や各事業所の取り組み状況の共有を図っております。また、品質・環境委員会において提起された重要課題は、前出のコンプライアンス・リスク委員会でも報告され、より多角的な視座で継続監視しております。</li> <li>5. 内部監査規定に従い、経営監査室が年間監査計画を立案し、その計画に基づき内部監査を実施しております。</li> <li>6. リスク管理基本方針及びリスク管理規程を定めており、新型コロナウイルス感染拡大に際しても、グループ役員及び社員の安全確保、迅速な情報共有、代替生産の実施等の対応を行いました。また、その後のコンプライアンス・リスク委員会では、これらの対応のレビューを行い、改善点の抽出も行っております。</li> <li>7. 内部通報制度の見直しを実施するとともに当該制度についての研修を通じた内部通報制度の周知等、内部通報制度を適切に整備しております。</li> <li>8. 各国における競争法を遵守するため、競合他社が同席する、もしくは同席する可能性がある会合等への参加に際しては、参加社員による所属本部長及びコンプライアンス・リスク管理担当役員への事前承認及び事後報告を義務付けております。</li> <li>9. 情報セキュリティ基本方針及び関連規程を改定し、一層の情報管理体制の強化を図りました。</li> </ol> |

|                        |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
|------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| コンプライアンス・<br>リスク管理について | <b>対応する「業務の適正を確保するための体制」</b>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
|                        | 第1条 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制<br>第3条 損失の危険の管理に関する規程その他の体制<br>第5条 社員の職務の執行が法令・定款に適合することを確保するための体制                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
|                        | <b>概 要</b>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
| 監査役について                | 1. 当社では取締役会のみならず社内の重要会議についても監査役が出席し、取締役及び子会社社員を含む社員に対し、必要に応じ報告を求め、意見交換及びヒアリング等を実施することにより、監査役の監査が実効的に行われることを確保しております。また、ヒアリングの実施に際しては、国内外の子会社を含むグループ各拠点への往査を実施し、その有効性を確実なものにしております。<br>2. 監査役は、定期的に代表取締役をはじめ各取締役との意見交換会を行っております。とりわけ社外取締役とは、四半期毎に意見・情報交換を目的とした連絡会を実施しております。<br>3. 監査役をサポートする体制として、監査役の職務を補助する社員1名を配置しております。当該社員の任命、異動については常勤監査役の同意を得ることで、独立性を確保しております。<br>4. 当社及び関係会社の取締役及び社員は、当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実、その他法令もしくは定款に違反する事実等を発見したときは直ちに監査役へ報告することとしております。なお、監査役に必要な情報を提供したことを理由として、不利益な取扱いを受けることはありません。 |
|                        | <b>対応する「業務の適正を確保するための体制」</b>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
|                        | 第7条 監査役がその職務を補助すべき社員を置くことを求めた場合における当該社員に関する事項<br>第8条 前号の社員の取締役からの独立性に関する事項並びに当該社員に対する監査役の指示の実効性確保に関する事項<br>第9条 取締役及び社員が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制並びに報告した者が不利益な取扱いを受けないことを確保するための体制<br>第10条 その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制及び監査役の職務執行について生じる費用等の処理に関する体制                                                                                                                                                                                                                                                       |
| 財務報告について               | <b>概 要</b>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
|                        | 財務報告の責任者及び金融商品取引法に基づく内部統制の担当者を管理本部に置き、適正かつ適時の財務報告を行う体制をとっております。また経営監査室は内部統制監査を行い、その評価・改善結果を取締役会に報告しています。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
|                        | <b>対応する「業務の適正を確保するための体制」</b>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
|                        | 第11条 当社グループの財務報告の適正性を確保するために必要な体制                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |

(5) **会社の支配に関する基本方針**

当社は、現経営陣による会社財産の有効な活用、適切な企業集団の形成等の取り組みによって、企業価値・株式価値が向上していくものと確信しており、特段の買収防衛策は考えておりません。今後も、株主の皆様との関係を良好に保ちながら、企業価値・株式価値を向上すべく、皆様の負託に応えていく所存でございます。

# 連結貸借対照表

(2021年3月31日現在)

(単位：千円)

| 科 目              | 金 額               | 科 目                | 金 額               |
|------------------|-------------------|--------------------|-------------------|
| <b>(資 産 の 部)</b> |                   | <b>(負 債 の 部)</b>   |                   |
| <b>流 動 資 産</b>   | <b>9,897,201</b>  | <b>流 動 負 債</b>     | <b>3,018,691</b>  |
| 現金及び預金           | 4,782,518         | 支払手形及び買掛金          | 849,662           |
| 受取手形及び売掛金        | 3,494,795         | 短期借入金              | 553,600           |
| 商品及び製品           | 403,906           | 一年内返済予定の長期借入金      | 735,002           |
| 仕掛品              | 365,407           | リース債務              | 73,404            |
| 原材料及び貯蔵品         | 563,340           | 未払費用               | 314,902           |
| 前払費用             | 53,721            | 未払法人税等             | 39,754            |
| その他の             | 235,243           | 未払金                | 338,722           |
| 貸倒引当金            | △1,732            | その他の               | 113,643           |
| <b>固 定 資 産</b>   | <b>4,498,403</b>  | <b>固 定 負 債</b>     | <b>3,828,707</b>  |
| <b>有形固定資産</b>    | <b>2,539,525</b>  | 長期借入金              | 2,594,998         |
| 建物及び構築物          | 813,576           | リース債務              | 57,090            |
| 機械装置及び運搬具        | 477,102           | 繰延税金負債             | 293,748           |
| 工具器具及び備品         | 53,639            | 役員株式給付引当金          | 15,488            |
| 土地               | 1,040,165         | 再評価に係る繰延税金負債       | 204,253           |
| リース資産            | 107,919           | 退職給付に係る負債          | 642,703           |
| 建設仮勘定            | 47,120            | 資産除去債務             | 7,505             |
| <b>無形固定資産</b>    | <b>203,616</b>    | その他の               | 12,918            |
| ソフトウェア           | 15,497            | <b>負 債 合 計</b>     | <b>6,847,398</b>  |
| ソフトウェア仮勘定        | 183,107           | <b>(純 資 産 の 部)</b> |                   |
| その他の             | 5,010             | <b>株 主 資 本</b>     | <b>6,400,971</b>  |
| <b>投資その他の資産</b>  | <b>1,755,261</b>  | 資本金                | 2,295,169         |
| 投資有価証券           | 1,551,816         | 資本剰余金              | 1,931,556         |
| 繰延税金資産           | 104,170           | 利益剰余金              | 2,363,147         |
| その他の             | 230,187           | 自己株式               | △188,902          |
| 貸倒引当金            | △130,913          | <b>その他の包括利益累計額</b> | <b>1,147,234</b>  |
| <b>資 産 合 計</b>   | <b>14,395,604</b> | その他有価証券評価差額金       | 593,395           |
|                  |                   | 土地再評価差額金           | 472,765           |
|                  |                   | 為替換算調整勘定           | 89,064            |
|                  |                   | 退職給付に係る調整累計額       | △7,990            |
|                  |                   | <b>純 資 産 合 計</b>   | <b>7,548,206</b>  |
|                  |                   | <b>負債・純資産合計</b>    | <b>14,395,604</b> |

招集、通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

# 連結損益計算書

( 2020年4月1日から  
2021年3月31日まで )

(単位：千円)

| 科 目             | 金 額        |
|-----------------|------------|
| 売上高             | 10,521,773 |
| 売上原価            | 8,047,711  |
| 売上総利益           | 2,474,062  |
| 販売費及び一般管理費      | 2,408,355  |
| 営業利益            | 65,706     |
| 営業外収益           |            |
| 受取利息及び配当金       | 68,092     |
| 助成金収入           | 20,162     |
| その他             | 16,184     |
| 営業外費用           |            |
| 支払利息            | 29,430     |
| 租税公課            | 61,970     |
| その他             | 12,259     |
| 経常利益            | 66,485     |
| 税金等調整前当期純利益     | 66,485     |
| 法人税、住民税及び事業税    | 76,572     |
| 法人税等調整額         | △12,628    |
| 当期純利益           | 2,541      |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 | 2,541      |

連結株主資本等変動計算書

( 2020年4月1日から  
2021年3月31日まで )

(単位：千円)

|                               | 株 主 資 本   |           |           |          |                |
|-------------------------------|-----------|-----------|-----------|----------|----------------|
|                               | 資 本 金     | 資 本 剰 余 金 | 利 益 剰 余 金 | 自 己 株 式  | 株 主 資 本 計<br>合 |
| 当連結会計年度期首残高                   | 2,295,169 | 1,931,556 | 2,360,606 | △192,396 | 6,394,936      |
| 連結会計年度中の変動額                   |           |           |           |          |                |
| 親会社株主に帰属する<br>当期純利益           |           |           | 2,541     |          | 2,541          |
| 自己株式の取得                       |           |           |           | △78      | △78            |
| 自己株式の処分                       |           |           |           | 3,572    | 3,572          |
| 株主資本以外の項目の連結<br>会計年度中の変動額(純額) |           |           |           |          | －              |
| 連結会計年度中の変動額合計                 | －         | －         | 2,541     | 3,494    | 6,035          |
| 当連結会計年度末残高                    | 2,295,169 | 1,931,556 | 2,363,147 | △188,902 | 6,400,971      |

|                               | そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額  |                 |            |                   |          |                          |                          | 純 資 産 計<br>合 |           |
|-------------------------------|------------------------|-----------------|------------|-------------------|----------|--------------------------|--------------------------|--------------|-----------|
|                               | そ の 他<br>有価証券<br>評価差額金 | 繰 上<br>償 減<br>損 | 延 滞<br>シ 益 | 土 地<br>再 差<br>評 額 | 地 価<br>金 | 為 替<br>調 整<br>換 算<br>差 額 | 退 職<br>給 付<br>積 立<br>金 等 |              | に 整<br>額  |
| 当連結会計年度期首残高                   | 281,633                | △6,721          |            | 472,765           |          | 46,102                   | △18,798                  | 774,982      | 7,169,918 |
| 連結会計年度中の変動額                   |                        |                 |            |                   |          |                          |                          |              |           |
| 親会社株主に帰属する<br>当期純利益           |                        |                 |            |                   |          |                          |                          | －            | 2,541     |
| 自己株式の取得                       |                        |                 |            |                   |          |                          |                          | －            | △78       |
| 自己株式の処分                       |                        |                 |            |                   |          |                          |                          | －            | 3,572     |
| 株主資本以外の項目の連結<br>会計年度中の変動額(純額) | 311,761                |                 | 6,721      |                   |          | 42,961                   | 10,807                   | 372,252      | 372,252   |
| 連結会計年度中の変動額合計                 | 311,761                |                 | 6,721      |                   | －        | 42,961                   | 10,807                   | 372,252      | 378,287   |
| 当連結会計年度末残高                    | 593,395                |                 | －          | 472,765           |          | 89,064                   | △7,990                   | 1,147,234    | 7,548,206 |

招集  
通知

事業  
報告

計算  
書類

監査  
報告

株主  
総会  
参考  
書類

## 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

### I. 連結の範囲等に関する事項

#### 1. 連結の範囲に関する事項

##### (1) 連結子会社の数…… 9 社

(すべての子会社を連結の範囲に含めております。)

##### (2) 連結子会社の名称……

東北オカヤ株式会社、O S D株式会社、岡谷香港有限公司、  
東莞岡谷電子有限公司、OKAYA LANKA (PRIVATE) LIMITED、  
岡谷香港貿易有限公司、OKAYA ELECTRIC (THAILAND) CO., LTD.、  
OKAYA ELECTRIC (SINGAPORE) PTE LTD、OKAYA ELECTRIC AMERICA, INC.

#### 2. 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

#### 3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、東莞岡谷電子有限公司の決算日は12月31日であります。

連結計算書類の作成にあたっては連結決算日現在で実施した仮決算に基づく計算書類を使用しております。なお、その他の連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

### II. 会計方針に関する事項

#### 1. 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの …………… 連結決算日の市場価格等に基づく時価法によっております。

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。)

時価のないもの …………… 移動平均法に基づく原価法によっております。

#### 2. デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法によっております。

#### 3. たな卸資産の評価基準及び評価方法

商品及び製品、仕掛品、

主として先入先出法による原価法（貸借対照表価額

原材料及び貯蔵品 ……………

については収益性の低下に基づく簿価の切下げの方法）によっております。

#### 4. 固定資産の減価償却の方法

- (1) 有形固定資産 …………… 当社及び国内連結子会社は主として定率法によって  
(リース資産を除く) …………… おります。

ただし、当社及び国内連結子会社では、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

海外連結子会社は定額法によっております。

- (2) 無形固定資産 …………… 定額法によっております。  
(リース資産を除く)

(3) リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産 …………… 自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 …………… リース取引期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

#### 5. 引当金の計上方法

- (1) 貸倒引当金 …………… 売上債権、貸付金等の債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

- (2) 役員株式給付引当金 …「役員株式給付規程」に基づく取締役及び上席執行役員への株式の給付に備えるため、当連結会計年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

## 6. その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

### (1) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定率法により按分した額を、発生の翌連結会計年度から費用処理することとしております。未認識数理計算上の差異については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

### (2) 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上しております。

### (3) ヘッジ会計の方法

#### ① ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。

なお、為替予約が付されている外貨建て金銭債権債務等については、振当処理の要件を満たしている場合には振当処理によっており、金利スワップ取引については特例処理の要件を満たしている場合には特例処理によっております。

#### ② ヘッジ手段とヘッジ対象

- a. ヘッジ手段 …… 為替予約  
ヘッジ対象 …… 外貨建て金銭債権債務及び外貨建て予定取引
- b. ヘッジ手段 …… 金利スワップ取引  
ヘッジ対象 …… 長期借入金利息
- c. ヘッジ手段 …… 商品先物取引  
ヘッジ対象 …… 原材料の購入価格

#### ③ ヘッジ方針

「デリバティブ取引管理規程」に基づき、金利変動リスク、為替変動リスク、材料価格変動リスク低減のため、ヘッジを行っております。

#### ④ ヘッジの有効性の評価の方法

ヘッジ取引前に、有効性を検討した上で取締役会にて承認を受け、手続き及び管理は当社管理本部が行っております。ヘッジ取引以降においては、ヘッジ手段の損益とヘッジ対象の損益が高い程度で相殺される状態及びヘッジ対象のキャッシュ・フローが固定されその変動が回避される状態が、引き続き認められることを定期的に検証することとしております。また、為替予約の締結時に、外貨建てによる同一金額で同一期日の為替予約を振当てており、その後の為替変動による相関関係は完全に確保されているため決算日における有効性の評価を省略しております。同様に、特例処理の要件を満たしている金利スワップ取引については、有効性の評価を省略しております。

### (4) 消費税等の会計処理方法

税抜き方式によっております。

### Ⅲ. 表示方法の変更

(連結損益計算書)

前連結会計年度まで営業外収益の「その他」に含めて表示しておりました「助成金収入」は、営業外収益の総額の100分の10を超えたため、当連結会計年度より独立掲記することとしました。なお、前連結会計年度の「助成金収入」は2百万円であります。

前連結会計年度まで独立掲記しておりました営業外収益の「貸倒引当金戻入益」(当連結会計年度は1百万円)は営業外収益の総額の100分の10以下となったため、当連結会計年度より「その他」に含めて表示しております。

前連結会計年度まで営業外費用の「その他」に含めて表示しておりました「租税公課」は、営業外費用の総額の100分の10を超えたため、当連結会計年度より独立掲記することとしました。なお、前連結会計年度の「租税公課」は17百万円であります。

(「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用に伴う変更)

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日)を当連結会計年度から適用し、連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に(会計上の見積りに関する注記)を記載しております。

#### Ⅳ. 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りは、連結計算書類作成時に入手可能な情報に基づいて合理的な金額を算出しております。当期の連結計算書類に計上した金額が会計上の見積りによるもののうち、翌期の連結計算書類に重要な影響を及ぼすリスクがある項目は以下の通りです。

固定資産の減損損失の認識の要否

##### 1. 当期の連結計算書類に計上した金額

継続した営業損益のマイナスにより減損の兆候があると判断し、減損損失の認識の要否について使用価値をもって検討を行った資産グループ（帳簿価額合計1,116百万円）について、事業計画に基づく割引前将来キャッシュ・フローが資産グループの固定資産の帳簿価額を超えると判断したため、減損損失は計上しておりません。

##### 2. 会計上の見積りの内容について連結計算書類利用者の理解に資するその他情報

当社グループは、原則として、事業単位の製品別セグメントに資産のグルーピングを行っております。

土地等の時価下落や収益性低下等により減損の兆候があると認められる場合には、資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額を比較することによって、減損損失の認識の要否を判定します。判定の結果、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回り減損損失の認識が必要とされた場合、帳簿価額を回収可能価額（正味売却価額又は使用価値のいずれか高い価額）まで減額し、当該帳簿価額の減少額は減損損失として認識します。当該資産グループの将来キャッシュ・フローの見積りは、過年度の実績等を基礎としておりますが、受注の回復、将来の設備投資計画等を主要な仮定としており、不確実性があるため、今後の経過によっては将来キャッシュ・フローの見積りに重要な影響を及ぼす可能性があります。

## V. 連結貸借対照表に関する注記

1. 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。
2. 有形固定資産の減価償却累計額  
(減損損失累計額を含む) 9,680,178千円
3. 担保提供資産並びに担保付債務  
担保提供資産  
建物及び構築物 9,462千円  
機械装置及び運搬具 0千円  
工具器具及び備品 0千円  
土地 836,408千円  
担保付債務  
長期借入金 600,000千円
4. 土地の再評価  
「土地の再評価に関する法律」(1998年3月31日公布、1999年3月31日改正)に基づき事業用土地の再評価を行っております。再評価の方法は、「土地の再評価に関する法律施行令」(1998年政令第119号)第2条第4号に定める地価税法の路線価に基づいて算定しております。また、再評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、再評価差額からこれを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。  
再評価を行った年月日 2000年3月31日  
再評価を行った土地の連結会計年度末における  
時価と再評価後の帳簿価額との差額 △537,323千円

## Ⅵ. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

- 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。
- 発行済株式の種類及び総数に関する事項

| 株 式 の 種 類 | 当連結会計年度期首<br>株 式 数 (株) | 当 連 結 会 計 年 度<br>増 加 株 式 数 (株) | 当 連 結 会 計 年 度<br>減 少 株 式 数 (株) | 当連結会計年度末<br>株 式 数 (株) |
|-----------|------------------------|--------------------------------|--------------------------------|-----------------------|
| 普 通 株 式   | 22,921,562             | —                              | —                              | 22,921,562            |

### 3. 剰余金の配当に関する事項

#### (1) 配当金支払額等

該当事項はありません。

#### (2) 基準日が当連結会計年度末日に属する配当のうち、配当の効力発生が翌連結会計年度となるもの

2021年6月23日開催の第98回定時株主総会において、次のとおり付議いたします。

|          |            |
|----------|------------|
| 配当の原資    | 利益剰余金      |
| 配当金の総額   | 90,862千円   |
| 1株当たり配当額 | 4円00銭      |
| 基準日      | 2021年3月31日 |
| 効力発生日    | 2021年6月24日 |

## Ⅶ. 金融商品に関する注記

### 1. 金融商品の状況に関する事項

#### (1) 金融商品に対する取組方針

当社グループ（当社及び連結子会社）は、金融機関との間で変動的な運転資金については当座貸越枠、半固定的な運転資金については短期融資枠を設定し、設備投資などの固定的な資金については長期借入金で対応しております。また、リスク対応として長期コミットメントラインを設定しております。デリバティブは為替変動リスクを回避するために利用し、投機的な取引は行っておりません。

また、一時的な余剰資金については、安全性の高い金融資産で運用しております。

#### (2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されています。当該リスクに関しては、当社グループの規程に従い、リスク管理を図っております。

また、投資有価証券は株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っています。

営業債務である支払手形及び買掛金、未払金は、1年以内の支払期日であります。

借入金及びリース債務の用途は運転資金（主として短期）及び設備投資資金（長期）であり、償還日は最長で決算日後18年であります。資金運用の効率化と金融リスクの低減及び支払利息の削減を図るため、グループファイナンス化を進めております。

デリバティブは為替変動リスクに対するリスクヘッジを目的とした為替予約であります。なお、ヘッジ会計の方法、ヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジ有効性の評価の方法については、前述の「会計方針に関する事項」の「その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項」の「ヘッジ会計の方法」に記載しております。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

2021年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

|                       | 連結貸借対照表計上額<br>(*) | 時価<br>(*)   | 差額     |
|-----------------------|-------------------|-------------|--------|
| (1) 現金及び預金            | 4,782,518         | 4,782,518   | －      |
| (2) 受取手形及び売掛金         | 3,494,795         | 3,494,795   | －      |
| (3) 投資有価証券<br>その他有価証券 | 1,547,692         | 1,547,692   | －      |
| (4) 支払手形及び買掛金         | (849,662)         | (849,662)   | －      |
| (5) 短期借入金             | (553,600)         | (553,600)   | －      |
| (6) 一年内返済予定の長期借入金     | (735,002)         | (733,762)   | △1,239 |
| (7) リース債務（流動負債）       | (73,404)          | (67,618)    | △5,786 |
| (8) 未払金               | (338,722)         | (338,722)   | －      |
| (9) 長期借入金             | (2,594,998)       | (2,588,452) | △6,545 |
| (10) リース債務（固定負債）      | (57,090)          | (49,642)    | △7,447 |

(\*) 負債に計上されているものについては、( )で示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1) 現金及び預金、並びに(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

時価について、株式は取引所の価格によっております。

(4) 支払手形及び買掛金、(5) 短期借入金、並びに(8) 未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

- (6) 一年内返済予定の長期借入金、(7) リース債務（流動負債）、(9) 長期借入金、並びに(10) リース債務（固定負債）

これらの時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

(注2) 非上場株式（連結貸借対照表計上額 4,124千円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3) 投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。

#### Ⅷ. 1 株当たり情報に関する注記

1 株当たり純資産額 337円59銭

1 株当たり当期純利益 0円11銭

(注) 株主資本において自己株式として計上されている「株式給付信託（ＢＢＴ）」に残存する自社の株式は、

1 株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めており、また、

1 株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式数に含めております。

なお、1 株当たり当期純利益の算定上、控除した「株式給付信託（ＢＢＴ）」の期中平均株式数は 359,308 株であり、1 株当たり純資産額の算定上、控除した「株式給付信託（ＢＢＴ）」の当連結会計年度末の株式数は 356,600株であります。

# 貸 借 対 照 表

(2021年3月31日現在)

(単位：千円)

| 科 目                    | 金 額               | 科 目                     | 金 額               |
|------------------------|-------------------|-------------------------|-------------------|
| <b>( 資 産 の 部 )</b>     |                   | <b>( 負 債 の 部 )</b>      |                   |
| <b>流 動 資 産</b>         | <b>8,693,001</b>  | <b>流 動 負 債</b>          | <b>3,763,550</b>  |
| 現 金 及 び 預 金            | 3,204,733         | 支 払 手 形                 | 260,658           |
| 受 取 手 形                | 135,508           | 買 掛 金                   | 1,163,175         |
| 電 子 記 録 債 権            | 1,029,492         | 短 期 借 入 金               | 1,181,382         |
| 売 掛 金                  | 2,544,940         | 一年内返済予定の長期借入金           | 735,002           |
| 商 品 及 び 製 品            | 211,023           | リ ー ス 債 務               | 9,446             |
| 仕 掛 品                  | 121,424           | 未 払 金                   | 199,914           |
| 原 材 料 及 び 貯 蔵 品        | 20,820            | 未 払 費 用                 | 127,005           |
| 未 収 入 金                | 61,860            | 未 払 法 人 税 等             | 20,140            |
| 短 期 貸 付 金              | 1,426,374         | そ の 他                   | 66,825            |
| そ の 他                  | 168,850           | <b>固 定 負 債</b>          | <b>3,632,752</b>  |
| 貸 倒 引 当 金              | △232,028          | 長 期 借 入 金               | 2,594,998         |
| <b>固 定 資 産</b>         | <b>4,637,944</b>  | リ ー ス 債 務               | 30,570            |
| <b>有 形 固 定 資 産</b>     | <b>1,338,449</b>  | 退 職 給 付 引 当 金           | 621,062           |
| 建 物                    | 589,456           | 役 員 株 式 給 付 引 当 金       | 15,488            |
| 構 築 物                  | 12,920            | 繰 延 税 金 負 債             | 225,567           |
| 機 械 及 び 装 置            | 159,966           | 再評価に係る繰延税金負債            | 137,559           |
| 工 具 器 具 及 び 備 品        | 18,033            | 資 産 除 去 債 務             | 7,505             |
| 土 地                    | 544,236           | <b>負 債 合 計</b>          | <b>7,396,303</b>  |
| リ ー ス 資 産              | 2,555             | <b>( 純 資 産 の 部 )</b>    |                   |
| 建 設 仮 勘 定              | 11,279            | <b>株 主 資 本</b>          | <b>5,081,064</b>  |
| <b>無 形 固 定 資 産</b>     | <b>86,918</b>     | 資 本 金                   | 2,295,169         |
| ソ フ ト ウ ェ ア            | 3,131             | 資 本 剰 余 金               | 1,931,556         |
| ソフトウエア仮勘定              | 79,972            | 資 本 準 備 金               | 1,157,189         |
| そ の 他                  | 3,814             | そ の 他 資 本 剰 余 金         | 774,366           |
| <b>投 資 そ の 他 の 資 産</b> | <b>3,212,577</b>  | 利 益 剰 余 金               | 1,043,240         |
| 投 資 有 価 証 券            | 1,304,041         | 利 益 準 備 金               | 189,962           |
| 関 係 会 社 株 式            | 1,835,775         | そ の 他 利 益 剰 余 金         | 853,278           |
| そ の 他                  | 203,673           | 繰 越 利 益 剰 余 金           | 853,278           |
| 貸 倒 引 当 金              | △130,913          | 自 己 株 式                 | △188,902          |
| <b>資 産 合 計</b>         | <b>13,330,945</b> | <b>評 価 ・ 換 算 差 額 等</b>  | <b>853,578</b>    |
|                        |                   | そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金 | 531,993           |
|                        |                   | 土 地 再 評 価 差 額 金         | 321,585           |
|                        |                   | <b>純 資 産 合 計</b>        | <b>5,934,642</b>  |
|                        |                   | <b>負 債 ・ 純 資 産 合 計</b>  | <b>13,330,945</b> |

招集通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

# 損 益 計 算 書

( 2020年4月1日から  
2021年3月31日まで )

(単位：千円)

| 科 目                     | 金 額     |           |
|-------------------------|---------|-----------|
| 売 上 高                   |         | 9,499,892 |
| 売 上 原 価                 |         | 8,084,473 |
| 売 上 総 利 益               |         | 1,415,419 |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費     |         | 1,442,682 |
| 営 業 損 失                 |         | 27,262    |
| 営 業 外 収 益               |         |           |
| 受 取 利 息 及 び 配 当 金       | 426,118 |           |
| 設 備 賃 貸 料               | 38,134  |           |
| 貸 倒 引 当 金 戻 入 益         | 1,150   |           |
| そ の 他                   | 9,453   | 474,856   |
| 営 業 外 費 用               |         |           |
| 支 払 利 息                 | 22,873  |           |
| 設 備 賃 貸 料 原 価           | 36,800  |           |
| 関 係 会 社 貸 倒 引 当 金 繰 入 額 | 79,907  |           |
| 為 替 差 損                 | 24,903  |           |
| そ の 他                   | 10,027  | 174,511   |
| 経 常 利 益                 |         | 273,082   |
| 特 別 損 失                 |         |           |
| 減 損 損 失                 | 10,915  | 10,915    |
| 税 引 前 当 期 純 利 益         |         | 262,166   |
| 法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税 | 10,000  | 10,000    |
| 当 期 純 利 益               |         | 252,166   |

# 株主資本等変動計算書

( 2020年4月1日から  
2021年3月31日まで )

(単位：千円)

|                                 | 株 主 資 本   |           |                    |                  |           |                                        |                  |          |
|---------------------------------|-----------|-----------|--------------------|------------------|-----------|----------------------------------------|------------------|----------|
|                                 | 資 本 金     | 資 本 剰 余 金 |                    |                  | 利 益 剰 余 金 |                                        |                  | 自 己 株 式  |
|                                 |           | 資 本 準 備 金 | そ の 他<br>資 本 剰 余 金 | 資 本 剰 余 金<br>合 計 | 利 益 準 備 金 | そ の 他 利<br>益 剰 余 金<br>繰 越 利 益<br>剰 余 金 | 利 益 剰 余 金<br>合 計 |          |
| 当事業年度期首残高                       | 2,295,169 | 1,157,189 | 774,366            | 1,931,556        | 189,962   | 601,111                                | 791,073          | △192,396 |
| 事業年度中の変動額                       |           |           |                    |                  |           |                                        |                  |          |
| 当 期 純 利 益                       |           |           |                    | －                |           | 252,166                                | 252,166          |          |
| 自己株式の取得                         |           |           |                    | －                |           |                                        | －                | △78      |
| 自己株式の処分                         |           |           |                    | －                |           |                                        | －                | 3,572    |
| 株主資本以外の<br>項目の事業年度中<br>の変動額（純額） |           |           |                    | －                |           |                                        | －                |          |
| 事業年度中の変動額合計                     | －         | －         | －                  | －                | －         | 252,166                                | 252,166          | 3,494    |
| 当事業年度末残高                        | 2,295,169 | 1,157,189 | 774,366            | 1,931,556        | 189,962   | 853,278                                | 1,043,240        | △188,902 |

|                                 | 評 価 ・ 換 算 差 額 等 |                 |            | 純 資 産 合 計 |
|---------------------------------|-----------------|-----------------|------------|-----------|
|                                 | その他有価証券評価差額金    | 土 地 再 評 価 差 額 金 | 評価・換算差額等合計 |           |
| 当事業年度期首残高                       | 244,371         | 321,585         | 565,957    | 5,391,360 |
| 事業年度中の変動額                       |                 |                 |            |           |
| 当 期 純 利 益                       |                 |                 | －          | 252,166   |
| 自己株式の取得                         |                 |                 | －          | △78       |
| 自己株式の処分                         |                 |                 | －          | 3,572     |
| 株主資本以外の<br>項目の事業年度中<br>の変動額（純額） | 287,621         |                 | 287,621    | 287,621   |
| 事業年度中の変動額合計                     | 287,621         | －               | 287,621    | 543,282   |
| 当事業年度末残高                        | 531,993         | 321,585         | 853,578    | 5,934,642 |

招集  
通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

## I. 重要な会計方針に係る事項

### 1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式 … 移動平均法に基づく原価法によっております。

(2) その他有価証券

時価のあるもの …………… 決算日の市場価格等に基づく時価法によっております。

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。)

時価のないもの …………… 移動平均法に基づく原価法によっております。

### 2. デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法によっております。

### 3. たな卸資産の評価基準及び評価方法

商品及び製品、仕掛品、 …………… 先入先出法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価の切下げの方法）によっております。

原材料及び貯蔵品 ……………

### 4. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産 …………… 定率法によっております。

(リース資産を除く)

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

(2) 無形固定資産 …………… 定額法によっております。

(リース資産を除く)

(3) リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産 …………… 自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 …………… リース取引期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

## 5. 引当金の計上方法

- (1) 貸倒引当金 …… 売上債権、貸付金等の債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- (2) 退職給付引当金 … 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定率法により按分した額を、発生の翌事業年度から費用処理することとしております。
- (3) 役員株式給付引当金…「役員株式給付規程」に基づく取締役及び上席執行役員への株式の給付に備えるため、当事業年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

## 6. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

- (1) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準  
外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
- (2) ヘッジ会計の方法
  - ① ヘッジ会計の方法  
繰延ヘッジ処理によっております。  
なお、為替予約が付されている外貨建て金銭債権債務等については、振当処理の要件を満たしている場合には振当処理によっており、金利スワップ取引については特例処理の要件を満たしている場合には特例処理によっております。
  - ② ヘッジ手段とヘッジ対象
    - a. ヘッジ手段 …… 為替予約  
ヘッジ対象 …… 外貨建て金銭債権債務及び外貨建て予定取引
    - b. ヘッジ手段 …… 金利スワップ取引  
ヘッジ対象 …… 長期借入金利息
  - ③ ヘッジ方針  
「デリバティブ取引管理規程」に基づき、金利変動リスク為替変動リスク低減のため、ヘッジを行っております。

#### ④ ヘッジの有効性の評価の方法

ヘッジ取引前に、有効性を検討した上で取締役会にて承認を受け、手続き及び管理は当社管理本部が行っております。ヘッジ取引以降においては、ヘッジ手段の損益とヘッジ対象の損益が高い程度で相殺される状態及びヘッジ対象のキャッシュ・フローが固定されその変動が回避される状態が、引き続き認められることを定期的に検証することとしております。また、為替予約の締結時に、外貨建てによる同一金額で同一期日の為替予約を振当てており、その後の為替変動による相関関係は完全に確保されているため決算日における有効性の評価を省略しております。同様に、特例処理の要件を満たしている金利スワップ取引については、有効性の評価を省略しております。

#### (3) 消費税等の会計処理方法

税抜き方式によっております。

#### (4) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

## Ⅱ. 表示方法の変更

(「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用に伴う変更)

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日)を当事業年度から適用し、重要な会計方針に係る事項に(会計上の見積りに関する注記)を記載しております。

## Ⅲ. 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りは、計算書類作成時に入手可能な情報に基づいて合理的な金額を算出しております。当期の計算書類に計上した金額が会計上の見積りによるもののうち、翌期の計算書類に重要な影響を及ぼすリスクがある項目は以下の通りです。

固定資産の減損損失の認識の要否

### 1. 当期の計算書類に計上した金額

継続した営業損益のマイナスにより減損の兆候があると判断し、減損損失の認識の要否について使用価値をもって検討を行った資産グループ(帳簿価額合計10百万円)について、事業計画に基づく割引前将来キャッシュ・フローが資産グループの固定資産の帳簿価額を下回ると判断したため、減損損失を計上しております。

### 2. 会計上の見積りの内容について計算書類利用者の理解に資するその他情報

当社は、原則として、事業拠点を基準として資産のグルーピングを行っております。

土地等の時価下落や収益性低下等により減損の兆候があると認められる場合には、資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額を比較することによって、減損損失の認識の要否を判定します。判定の結果、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回り減損損失の認識が必要とされた場合、帳簿価額を回収可能価額（正味売却価額又は使用価値のいずれか高い価額）まで減額し、当該帳簿価額の減少額は減損損失として認識します。

当該資産グループの将来キャッシュ・フローの見積りは、過年度の実績等を基礎としておりますが、受注の回復、将来の設備投資計画等を主要な仮定としており、不確実性があるため、今後の経過によっては将来キャッシュ・フローの見積りに重要な影響を及ぼす可能性があります。

#### Ⅳ．貸借対照表に関する注記

1. 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。
2. 有形固定資産の減価償却累計額 4,108,088千円  
(減損損失累計額を含む)
3. 関係会社に対する短期金銭債権 2,619,323千円
4. 関係会社に対する短期金銭債務 2,007,997千円
5. 担保提供資産並びに担保付債務
 

|          |           |
|----------|-----------|
| 担保提供資産   |           |
| 建物       | 27,674千円  |
| 機械及び装置   | 0千円       |
| 工具器具及び備品 | 0千円       |
| 土地       | 475,550千円 |
| 担保付債務    |           |
| 長期借入金    | 600,000千円 |
6. 土地の再評価
 

「土地の再評価に関する法律」（1998年3月31日公布、1999年3月31日改正）に基づき事業用土地の再評価を行っております。再評価の方法は、「土地の再評価に関する法律施行令」（1998年政令第119号）第2条第4号に定める地価税法の路線価に基づいて算定しております。また、再評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、再評価差額からこれを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

|                     |            |
|---------------------|------------|
| 再評価を行った年月日          | 2000年3月31日 |
| 再評価を行った土地の期末における時価と |            |
| 再評価後の帳簿価額との差額       | △172,174千円 |

## V. 損益計算書に関する注記

1. 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

2. 関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高 4,321,148千円

仕入高 7,039,396千円

営業取引以外の取引による取引高 482,281千円

3. 関係会社貸倒引当金繰入額

関係会社貸倒引当金繰入額は、子会社 OKAYA LANKA (PRIVATE) LIMITEDへの短期貸付金に対するものであります。

4. 減損損失

当社は、事業用固定資産について主に拠点を基準としてグルーピングを行い、そのうち事業撤退等による意思決定を行った資産については、個々の単位で把握しております。

当事業年度において、長野事業所の営業活動から生じる損益が継続してマイナスとなったため、長野事業所の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しました。回収可能価額は使用価値により測定しておりますが、将来キャッシュ・フローが見込めないことにより零と評価しており、割引率の記載については省略しております。

その内訳は以下の通りであります。

| 場 所    | 用 途        | 種 類       | 金 額      |
|--------|------------|-----------|----------|
| 長野県岡谷市 | 開発設備及び共用設備 | 建物        | 1,781千円  |
|        |            | 機械及び装置    | 737千円    |
|        |            | 工具器具及び備品  | 3,988千円  |
|        |            | 建設仮勘定     | 239千円    |
|        |            | ソフトウェア    | 297千円    |
|        |            | ソフトウェア仮勘定 | 3,871千円  |
| 合計     |            |           | 10,915千円 |

## Ⅵ. 株主資本等変動計算書に関する注記

- 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。
- 自己株式の種類及び株式数に関する事項

| 株 式 の 種 類 | 当 事 業 年 度 期 首<br>株 式 数 ( 株 ) | 当 事 業 年 度 増 加<br>株 式 数 ( 株 ) | 当 事 業 年 度 減 少<br>株 式 数 ( 株 ) | 当 事 業 年 度 末<br>株 式 数 ( 株 ) |
|-----------|------------------------------|------------------------------|------------------------------|----------------------------|
| 普通株式(注)   | 571,210                      | 215                          | 8,800                        | 562,625                    |

- (注) 1. 当事業年度末の自己株式には、「株式給付信託 (BBT)」の信託口が保有する当社株式 356,600株が含まれております。
2. 普通株式の自己株式の増加215株は、単元未満株式の買取 215株であります。
3. 普通株式の自己株式の減少8,800株は、「株式給付信託 (BBT)」信託口が保有する当社株式の給付 8,800株であります。

## Ⅶ. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の主な原因別の内訳

### 繰延税金資産

|                       |            |
|-----------------------|------------|
| 繰越欠損金                 | 409,934千円  |
| 減損損失累計額               | 162,704千円  |
| 貸倒引当金                 | 108,737千円  |
| 退職給付引当金               | 186,070千円  |
| その他                   | 117,230千円  |
| 繰延税金資産小計              | 984,676千円  |
| 税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額    | △409,934千円 |
| 将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額 | △574,742千円 |
| 評価性引当額小計              | △984,676千円 |
| 繰延税金資産合計              | －千円        |

### 繰延税金負債

|              |            |
|--------------|------------|
| その他有価証券評価差額金 | 225,567千円  |
| 土地再評価差額金     | 137,559千円  |
| 繰延税金負債合計     | 363,127千円  |
| 繰延税金負債の純額    | △363,127千円 |

## Ⅷ. 関連当事者との取引に関する注記

### 1. 法人主要株主

法人主要株主の間における重要な取引がないため、記載を省略しております。

### 2. 子会社

(単位：千円)

| 名 称                                             | 議 決 権 等 の<br>所 有 割 合 | 関 係 内 容      |                 | 取 引 内 容                  | 取 引 金 額    | 科 目                  | 期 末 残 高   |
|-------------------------------------------------|----------------------|--------------|-----------------|--------------------------|------------|----------------------|-----------|
|                                                 |                      | 役 員 の<br>兼 任 | 事 業 上 の 関 係     |                          |            |                      |           |
| 東 北 オ カ ヤ (株)                                   | 100%                 | 1名           | 電子部品及び<br>機器の製造 | 製 品 の 購 入<br>( 注 2 )     | 1,293,698  | 支 払 手 形 金            | 102,811   |
|                                                 |                      |              |                 | 資 金 の 貸 付<br>( 注 3 )     | 4,874,000  | 短 期 貸 付 金            | 212,345   |
| O S D (株)                                       | 100%                 | 1名           | 電子部品及び<br>機器の製造 | 製 品 の 購 入<br>( 注 2 )     | 578,835    | 支 払 手 形 金            | 125,641   |
|                                                 |                      |              |                 | 資 金 の 貸 付<br>( 注 3 )     | 2,819,358  | 短 期 貸 付 金            | 94,753    |
| 岡 谷 香 港<br>有 限 公 司                              | 100%                 | 1名           | 電子部品及び<br>機器の製造 | 製 品 の 購 入<br>( 注 2 )     | 3,908,551  | 買 掛 金                | 570,676   |
|                                                 |                      |              |                 | 資 金 の 借 入<br>( 注 3 )     | 4,495,591  | 短 期 借 入 金            | 487,168   |
|                                                 |                      |              |                 | 債 務 保 証<br>( 注 4 )       | 1,273,805  | —                    | —         |
|                                                 |                      |              |                 | 受 取 配 当 金                | 166,224    | —                    | —         |
| OKAYA LANKA<br>(PRIVATE)<br>LIMITED             | 100%                 | 1名           | 電子部品及び<br>機器の製造 | 製 品 の 購 入<br>( 注 2 )     | 1,243,561  | 買 掛 金                | 259,882   |
|                                                 |                      |              |                 | 資 金 の 貸 付<br>( 注 3 )     | 11,949,848 | 短 期 貸 付 金<br>( 注 6 ) | 1,026,374 |
| 岡 谷 香 港 貿 易<br>有 限 公 司                          | 100%                 | —            | 電子部品及び<br>機器の販売 | 当 社 製 品 の 販 売<br>( 注 1 ) | 2,290,638  | 売 掛 金                | 601,514   |
|                                                 |                      |              |                 | 資 金 の 借 入<br>( 注 3 )     | 1,037,606  | 短 期 借 入 金            | 77,504    |
|                                                 |                      |              |                 | 受 取 配 当 金                | 106,240    | —                    | —         |
| OKAYA ELECTRIC<br>(SINGAPORE)<br>P T E L T D    | 100%                 | —            | 電子部品及び<br>機器の販売 | 当 社 製 品 の 販 売<br>( 注 1 ) | 554,415    | 売 掛 金                | 161,953   |
|                                                 |                      |              |                 | 資 金 の 借 入<br>( 注 3 )     | 610,057    | 短 期 借 入 金            | 7,750     |
| OKAYA ELECTRIC<br>AMERICA, INC.                 | 100%                 | —            | 電子部品及び<br>機器の販売 | 資 金 の 借 入<br>( 注 3 )     | 639,390    | 短 期 借 入 金            | 55,360    |
| OKAYA ELECTRIC<br>(THAILAND)<br>C O . , L T D . | 100%                 | —            | 電子部品及び<br>機器の販売 | 当 社 製 品 の 販 売<br>( 注 1 ) | 1,054,922  | 売 掛 金                | 279,284   |
|                                                 |                      |              |                 | 受 取 配 当 金                | 61,725     | —                    | —         |

- (1) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。
- (2) 取引条件及び取引条件の決定方法等
- (注1) 上記各社への当社製品の販売については、市場価格を参考に決定しております。
- (注2) 上記各社からの製品の購入については、当社製品の市場価格から算定した価格及び各社から提示された総原価を検討の上、決定しております。
- (注3) 子会社に対する資金の貸付及び借入については、市場金利を勘案して決定しております。なお、資金の貸付による担保の受入及び資金の借入による担保の提供はしていません。
- (注4) 債務保証については、金融機関からの借入に対する債務保証を行っております。
- (注5) 取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。
- (注6) 当該短期貸付金に対し231,828千円の貸倒引当金を計上しております。

### 3. 役員及び個人主要株主等 該当事項はありません。

## IX. 1 株当たり情報に関する注記

|             |         |
|-------------|---------|
| 1 株当たり純資産額  | 265円42銭 |
| 1 株当たり当期純利益 | 11円27銭  |

- (注) 株主資本において自己株式として計上されている「株式給付信託（ＢＢＴ）」に残存する自社の株式は、1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めており、また、1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式数に含めております。
- なお、1株当たり当期純利益の算定上、控除した「株式給付信託（ＢＢＴ）」の期中平均株式数は 359,308株であり、1株当たり純資産額の算定上、控除した「株式給付信託（ＢＢＴ）」の当事業年度末の株式数は 356,600株であります。

## 連結計算書類に係る会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

2021年5月12日

岡谷電機産業株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人  
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 中 村 宏 之 ㊞

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 島 義 浩 ㊞

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、岡谷電機産業株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、岡谷電機産業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 計算書類に係る会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

2021年5月12日

岡谷電機産業株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人  
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 中村 宏之 ㊞  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 島 義浩 ㊞  
業務執行社員

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、岡谷電機産業株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの第98期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

招集  
通知

事業  
報告

計算  
書類

監査  
報告

株主  
総会  
参考  
書類

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第98期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査計画（監査方針、監査実施計画、職務の分担等）を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役、執行役員等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めるとともに、社外取締役と定期的に意見及び情報の交換を行いました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、執行役員、経営監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役、執行役員及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、監査役会が定めた「内部統制システムに係る監査の実施基準」に準拠し、取締役、執行役員及び使用人等からその構築及び運用の状況について適宜報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容についても、指摘すべき事項は認められません。監査役会としては、内部統制システムは経営環境の変化に応じた不断の整備・強化が重要であると認識しており、今後の更なる改善取組みを監視・検証してまいります。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年5月14日

岡谷電機産業株式会社 監査役会

常勤監査役 吉村 太一 印  
(社外監査役)

監査役 吉野 卓 印

監査役 湯澤 公明 印  
(社外監査役)

以上

## 株主総会参考書類

### 第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

#### 期末配当に関する事項

第98期の期末配当につきましては、当期の業績並びに今後の事業展開を勘案し、下記のとおりといたしたいと存じます。

- ① 配当財産の種類  
金銭といたします。
- ② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額  
当社普通株式1株につき4円  
総額 90,862,148円
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日  
2021年6月24日といたします。

第2号議案 監査役1名選任の件

本総会の終結の時をもって監査役吉村太一氏が任期満了となりますので、監査役1名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

| 氏<br>(生年月日) 名                                                                                                                                                                | 略歴、地位及び重要な兼職の状況                                                                                                                                              | 所有する<br>当社の株式<br>数 |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------|
| 【再任】<br>よ し む ら た い ち<br>吉 村 太 一<br>(1957年12月28日)                                                                                                                            | 1980年4月 安田生命保険相互会社（現明治安田生命保険相互会社）入社<br>2006年4月 同社コンプライアンス統括部 業務改善推進室長<br>2008年4月 同社東京本部次長<br>2009年4月 同社大阪事務サービスセンター長<br>2011年4月 同社医務部長<br>2013年6月 当社常勤監査役（現） | 0株                 |
| <p>【監査役候補者とした理由】</p> <p>吉村太一氏は、前職において、幅広い経験と見識に鑑み、会社の監査業務に十分な見識を有しておられ、社外監査役としての職務を適切に遂行いただけると判断いたしました。</p> <p>なお、同氏は2013年6月より当社の社外監査役に就任しており、その在任期間は本総会終結の時をもって8年となります。</p> |                                                                                                                                                              |                    |

- (注) 1. 候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 吉村太一氏は、社外監査役候補者であります。また、当社は同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ており、同氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員として指定する予定であります。
3. 当社は、吉村太一氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、当社定款規定により会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としており、吉村太一氏が選任された場合は、当該契約を継続する予定であります。
4. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、当社の取締役及び監査役が負担することになる業務の遂行に起因して損害賠償請求がなされたことによって被る損害を当該保険により補填することとしております。なお、吉村太一氏が選任された場合は、当該保険契約の被保険者に含めることとなります。
5. 吉村太一氏は当事業年度に開催された取締役会30回及び監査役会15回全てに出席いたしました。

第3号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

| 氏<br>( 生 年 月 日 )                                                                                                                                 | 略 歴 、 地 位 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況                                                                                                                                                                                          | 所 有 す る<br>株 式 数 |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------|
| は や し た か み つ<br>林 孝 光<br>(1956年2月26日)                                                                                                           | 1979年 4 月 帝国ピストンリング株式会社（現ＴＰＲ株式会社）入社<br>2006年 3 月 同社経営企画室主幹<br>2009年 6 月 同社経営企画室長<br>2011年 6 月 同社執行役員経営企画室長<br>2014年 6 月 同社執行役員経理部長<br>2016年 6 月 同社常務執行役員経理部長<br>2019年 6 月 同社理事兼ＴＰＲビジネス株式会社代表取締役社長<br>2021年 6 月 同社理事(現) | 0株               |
| 【補欠社外監査役候補者とした理由】<br>林孝光氏のＴＰＲ株式会社における経営企画室長及び経理部長としての実績を高く評価し、また当社とは利害関係のない見地から適切な指導及び社外監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断したため、補欠社外監査役として選任をお願いするものであります。 |                                                                                                                                                                                                                        |                  |

- (注) 1. 候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 林孝光氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
3. 当社と監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結できる旨を定款で定めております。補欠の監査役候補者が監査役に就任された場合は、当社定款の規定により会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を損害賠償責任の限度額とする責任限定契約を締結する予定であります。
4. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、当社の取締役及び監査役が負担することになる業務の遂行に起因して損害賠償請求がなされたことによって被る損害を当該保険により補填することとしております。なお、補欠の監査役候補者が監査役に就任された場合は、当該保険契約の被保険者に含めることとなります。

以 上

メ モ

Handwriting practice lines consisting of 18 horizontal dashed lines.

## 第98回 定時株主総会会場ご案内

会 場 東京都千代田区九段北四丁目2番25号  
アルカディア市ヶ谷（私学会館）3階 富士（西）  
電話 03 (3261) 9921

（交通）

J R中央・総武線（各駅停車）市ヶ谷駅より徒歩2分  
東京メトロ有楽町線・南北線市ヶ谷駅（A1または1）出口より徒歩2分  
都営地下鉄新宿線市ヶ谷駅（A1または1）出口より徒歩2分

（会場付近略図）



見やすいユニバーサルデザイン  
フォントを採用しています。